

令和4年度
防災訓練実施結果報告書
(要旨)

令和5年5月

東芝エネルギーシステムズ株式会社

原子力技術研究所

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下原災法という。）第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練実施結果を原子力規制委員会に報告したので、同項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表する。

1. 対象施設

東芝臨界実験装置（NCA）

2. 防災訓練実施年月日

令和4年10月18日

午前 第1部 総合訓練

午後 第2部 通報訓練、広報訓練

3. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

2つの訓練を実施した。第1部では原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の警戒事態と火災の発生を想定し、第2部では原災法第10条事象および第15条事象に至る原子力災害を想定した。

4. 防災訓練の項目

総合訓練

5. 防災訓練の内容

- (1) 緊急時態勢の発令、原子力災害対策本部の設置、要員参集訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 情報収集訓練
- (4) 緊急時医療（救助）訓練
- (5) モニタリング訓練
- (6) 避難誘導訓練
- (7) 自衛消防隊との連携訓練
- (8) 広報訓練

6. 防災訓練の結果の概要

訓練シナリオは完全非開示とした。原子力防災管理者（正、副）および各活動班にはコントローラが張り紙で想定状況を示すことにより、事象の進展に応じて訓練を行った。

6. 1 第1部

- (1) 緊急時態勢の発令、原子力災害対策本部の設置、要員参集訓練
 - ① 警戒事態事象発生のEAL判断と要員参集、災害対策本部設置
 - ② 火災発生に対する情報収集と対策の実施

(2) 通報訓練

- ① 警戒事態事象発生後の社内通報
- ② 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）との常時接続による応答
- ③ FAXによる警戒事態発生後の経過連絡、応急措置の概要報告

(3) 情報収集訓練

- ①本部は各活動班の報告を受け、緊急時医療、モニタリング、避難誘導等を指示

(4) 緊急時医療（救助）訓練

- ①本部近くに救護所の設置
- ②負傷者の救助と汚染検査後の管理区域からの搬出
- ③負傷者を救護所まで搬送、負傷者の手当て、状態の確認と記録

(5) モニタリング訓練

- ①気象条件等の情報収集とモニタリング場所の選定
- ②モニタリング資機材の準備
- ③周辺監視区域内の線量モニタリングの実施
- ④測定結果を本部へ報告

(6) 避難誘導訓練

- ①気象条件等の情報収集と避難経路、避難場所の選定
- ②従業員避難者の人員点呼と避難誘導
- ③避難場所への集合、点呼、本部への報告

(7) 自衛消防隊との連携訓練

- ①自衛消防隊への出動要請
- ②自衛消防隊の初期消火活動への支援

6. 2 第2部

(1) 緊急事態の発令、原子力災害対策本部の設置、要員参集訓練

- ① 警戒事態事象発生時の EAL 判断と要員参集、災害対策本部設置
- ② 原災法第 15 条事象判断と原子力災害対策本部設置

(2) 通報訓練

- ① 警戒事態事象発生後の社内通報
- ② 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）との常時接続による応答
- ③ FAXによる警戒事態発生後の経過連絡、特定事象発生通報（第10条、第15条事象）及び応急措置の概要報告

(3) 広報訓練

- ① 広報文の作成
- ② 模擬記者会見

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

今後の訓練では、改善点として次の事項に取り組む。

- (1) ERC 備え付け資料を廃止措置の現状を反映したものに改訂する。
- (2) 大地震の場合も速やかに通報するように、社内防災マニュアルに記載する。
- (3) FAXの情報がいつまでの情報が分かるよう、時刻を記載することを社内防災マニュアルに記載する。